

平成24年度

滋賀県予算施策に対する要望書

平成23年10月

滋賀県市長会

平成23年10月 3日

滋賀県知事
嘉田 由紀子 様

滋賀県市長会
会長 目片 信

要 望 書

平素は、都市自治体の施策推進につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて我が国は今、東日本大震災後の再生・復興に国あげて取り組み、復興基本方針に盛り込まれた今後5年間の総額13兆円に及ぶ事業の早急な執行が求められています。

国家財政が極めて厳しく財政再建が避けて通れない中、この復興財源の確保と併せて社会保障の継続財源等の確保が喫緊の課題となっており、加えて世界的な景気後退が進み、さらに円高、株安が我が国経済の自立的回復に大きな影を落としている状況にあります。

国及び県では、こうした極めて厳しい財政環境での平成24年度予算編成作業を余儀なくされていますが、住民に最も身近な基礎自治体として行政サービスを提供している市町は、市民の安心・安全をまもるため、サービスの後退は断じて避けねばなりません。

滋賀県におかれましても、“ずっと暮らしたいと思える「住み心地日本一の滋賀」”を標榜する滋賀県基本構想の2年目の年であり、県と市町が知恵を出し合い互いの協力関係のもと、より信頼を深めることが県民・市民の利益につながり、その構想実現につながるものと考えます。

つきましては、滋賀県の来年度予算の編成に際しましては、真のパートナーとしての市町と十分に議論を尽くしていただき、市町の要望に誠実に対応いただきますよう強く要望いたします。

目 次

知 事 直 轄 組 織.....	1
總 合 政 策 部	5
總 務 部	8
琵琶湖環境部	13
健康福祉部	19
商工観光労働部	27
農政水産部	30
土木交通部	36
教育委員会	44
企業庁	48
警察本部	49

知事直轄組織

1. 原子力安全対策の強化及び財政支援について

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力発電所が集中する福井県に隣接する滋賀県の原子力災害対策を強化するため、県としての責任を改めて明確にしたうえで、以下の点について、総合的かつ全面的な対策を講じられるとともに、国に対して強く働きかけられたい。

- (1) 関係市と十分な協議・調整のもと、「滋賀県地域防災計画 原子力災害対策編」の見直しと、被害想定や避難区域の設定に向けた「原子力災害対策に関する県任意計画」の早期策定
- (2) 定点監視強化として設置済みのモニタリングポストの速やかな再稼働や不定点監視強化としてモニタリングカーの県北部地域への重点配備、さらには監視にかかる専門スタッフの配置など、環境放射線量モニタリングの強化と充実
- (3) 県内各市への正確かつ迅速な情報の提供を行うための体制の構築と、県民への分かりやすい情報提供
- (4) 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）を8～10 kmとする防災指針や関連法の見直しと、隣接県に付与される権限の整備
- (5) 福井県内の原子力発電所における緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）による解析の実施と詳細な情報公開
- (6) 原子力発電所所在市町村とその隣接市町村を同程度の扱いにすることと、原子力事業所と関係市町村との安全協定の締結の義務付けなど、原子力災害対策特別措置法の改正
- (7) 災害時に避難道路や緊急輸送道路として重要な役割を担う国道8号、161号、303号の整備促進
- (8) 原子力事故影響調査等実施に対する国による費用負担
- (9) 安定ヨウ素剤の整備に対する国・県による費用負担

- (10) 被爆者の受け入れ可能な医療機関の整備に対する国・県による費用負担
- (11) 原子力事故対策装備品の国によるカテゴリの選定と恒久的な財政支援
- (12) 安全を基準にしたエネルギー政策の見直し
- (13) 原子力発電所を含む全ての原子力関連施設、放射性物質を扱う全ての事業所及び放射性物質運搬時の安全基準の見直しと安全対策の実施
- (14) 原子力災害発生時における全ての省庁の権限と責任を一元的に所管する独立機関創設の検討

2. 地震防災対策の強化及び財政支援について

本年3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、地球温暖化の影響による局地的な豪雨・豪雪など、近年各地では大規模自然災害が頻発している。

市民の生命と財産を守り安心・安全な生活を保障することは、行政に課せられた最大の責務であり、災害に強い国土を形成するためにも、次の事項について緊急に対策を講じられるよう国に対して働きかけられたい。

- (1) 東南海・南海地震防災対策推進地域の指定のほか、土砂災害防止法による警戒区域・特別警戒区域の指定、水防法による浸水想定区域の指定に伴う防災上必要な施設整備等に対する財政措置の拡充
- (2) 東海地震警戒宣言発令時の対応について平時からの対策と、宣言発令時の道路等の安全確保について市町と連携した体制整備
- (3) 災害時防災拠点施設の建て替え等に対する財政支援措置
- (4) 防災コミュニティーセンター及び避難所整備に対する支援制度の強化
- (5) 各自治体が整備する備蓄品等の購入費用の恒久的な財政

支援

- (6) 住宅家屋の耐震診断や改修を推進するため、所得税の減免など税制上の優遇措置
- (7) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）を利用した緊急情報の伝達体制を整えるため、防災無線のデジタル化に対する財政措置の充実強化
- (8) 琵琶湖西岸断層地帯地震など発生する確率が高い地域の防災対策推進地域への指定及び防災対策基盤整備が実施できるような特段の法整備と財政支援
- (9) 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織等の育成に向けた専門員派遣などの人的支援
- (10) 災害時における災害時要援護者避難支援を実施するにあたり、災害時要援護者支援台帳やそれに伴うシステムの構築、避難誘導、情報伝達収集手段の整備、福祉避難所の整備に伴う助成制度の創設及び充実並びにこれらの支援にあたるコーディネーターの養成や拠点となるボランティアセンターの整備に関する積極的な支援

3. 消防広域化推進にかかる支援の実施について

市町においては、県計画に基づき消防の広域化を図るべく検討を進めているが、消防本部（組織）の統合にあたっては、消防署所の再配置等多大な経費と事務作業を要することから、県においては、県計画に基づき広域化を進める市町に対し、市町合併推進の際に行われた支援（人的・財政的）と同様の施策を実施されたい。

〔新 規〕

4. 公共施設の耐震化事業推進について

公共施設の耐震化事業を推進するため、特に広域避難所に指定されている公共施設の耐震化事業にかかる耐震診断費、実施設計費、補強工事費等に対し、県補助制度の充実強化を図られるとともに、国の補助制度の拡充について積極的に働きかけられたい。

併せて、県立学校施設の耐震化を図られたい。

5. 広域自治体としての県のあり方について

国の地域主権改革を踏まえ、広域自治体としての県の将来のあり方について県自ら議論を起こし、市町、隣接する府県の意見や県民の声を十分に聴きながら、県と市町との役割分担を明確にし、県自治のあるべき姿を広く県民に示していただきたい。

総合政策部

1. 関西広域連合への参加の再検討について

平成22年12月1日に発足した関西広域連合について、本県においては、基礎的自治体にとりその設立過程について不透明であり、基礎的自治体との対話と共感のうえで参加が決定されたものではないこと、また、今日まで市側から奈良県の不参加や基礎自治体の意見を反映する制度がないなどの課題を指摘してきたことから、住民に直結する基礎的自治体に対して十分に理解納得出来る説明が可能になるまで、関西広域連合への参加については再検討願いたい。

〔新 規〕

2. 地域情報通信基盤整備に対する支援について

国の施策により、情報インフラ整備が大きく進む中、依然として利用が進まない現状があり、ICT社会の実現という意味では、まだまだ未整備状態であるといわざるを得ない。

このような状況の中、光通信網の利活用を基礎自治体が自発的に、独自の視点で地域の実態に合わせて利用し、地方公共団体としての電子自治体を構築、情報弱者にも配慮した公共アプリケーションの利用を促進する取り組みは、地方からのICT化の発信となるべきものであることから、多大な費用を要する地域情報化への取り組みに対し、県としての支援制度を確立されたい。

〔新 規〕

3. 地域総合センター運営事業補助金の確保について

隣保館をはじめ、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティーセンターに対する地域総合センター運営事業補助金については、これまでどおり継続して確保願いたい。

〔新 規〕

4. 県と市町の関係性のあり方について

県と市町の関係は対等となったと言われて久しいが、いまだに制度上も意識上も従前と変わっていないことがあるため、関係性を見直していただきたい。

県の補助金については、県民が等しく受けられるサービスに関するものは、県が事業主体となるべきであり、現在の市町経由の補助金については十分な市町との協議のもと実施していただきたい。

また、行財政改革方針に基づく県と市町による事業仕分けについて、地方分権時代に即した中での二重行政の解消や重複事業の整理、県全体としてのスリム化と効率化を図れるよう、まず県と市町との関係が対等と考え、市町との対話による共同路線を確立しなければならず、その上で県と市町が協議して進められる事業仕分けを実施していただきたい。

そうした県と市町との関係性について、「知事と19市町長との話し合い」で議論していただきたい。

5. 行政の情報化整備について

電子申請や施設予約などの電子自治体の実現に向けた取り組みが進んでいく中で、県内の市町では共同アウトソーシングの検討も行っている。このような状況の中で、地方公共団体の共通事務である「文書管理」「財務会計」「統合型地図情報」等のシステムについては、国や県が開発・導入を行い、市町の統一的な利用ができるよう国への働きかけを願いたい。

6. 効率的な統計調査関係事務の実施について

県と市町が連携し、限られた人的・物的資源の中でより効率的な各種統計調査を行うため、以下の点について対応されたい。

- (1) 調査にかかる交付金の算定・交付方法について市町と事前に十分協議すること。
- (2) 調査員の叙勲、褒章・表彰候補者の選定については、県において行うこと。
- (3) 環境先進県として、大量に処分される資源ごみ（使用済み調査用封筒や調査の手引き等の古紙）をリサイクル仕組みを構築すること。

7. 消費生活センター（消費生活相談窓口）の充実について

未だに手口を変えて発生している「振り込め詐欺」をはじめ、新卒の悪徳商法による被害拡大を防ぐため、市民と直結する福祉部局と連携を図る中で、情報提供、苦情相談、苦情処理等の対応を行うことが最も有効な手段と考えられることから、市消費生活センター（消費生活相談窓口）の体制確保について支援願いたい。

また、県民が気軽に相談できる窓口として、県消費生活センター分室を各地域に開設し、安全・安心できる消費者行政の推進・充実に努められたい。

総 務 部

1. 県と市町の関係性のあり方について

県と市町の関係は対等となったと言われて久しいが、いまだに制度上も意識上も従前と変わっていないことがあるため、関係性を見直していただきたい。

県の補助金については、県民が等しく受けられるサービスに関するものは、県が事業主体となるべきであり、現在の市町経由の補助金については十分な市町との協議のもと実施していただきたい。

また、行財政改革方針に基づく県と市町による事業仕分けについて、地方分権時代に即した中での二重行政の解消や重複事業の整理、県全体としてのスリム化と効率化を図れるよう、まず県と市町との関係が対等と考え、市町との対話による共同路線を確立しなければならず、その上で県と市町が協議して進められる事業仕分けを実施していただきたい。

そうした県と市町との関係性について、「知事と19市町長との話し合い」で議論していただきたい。

2. 滋賀県行財政改革方針における事業見直しについて

県においても、市町が財源不足の対応について苦慮しているのと同様に大変厳しい財政状況であることは十分に理解するところであるが、事業見直しにあたっては県独自の施策・事業・組織の効率化や抜本的な見直しを行った上での財源確保を基本とし、市町への補助金を削減することのないよう強く要望する。

〔新 規〕

3. 滋賀県版一括交付金制度の導入について

滋賀県版一括交付金制度の導入にあたっては、市町と十分協議のうえ、市町の自由裁量を拡大するとともに、交付金の増額を願いたい。

〔新 規〕

4. 県職員の市役所への派遣について

市町では平成の大合併が進み、地域の自主性及び自立性を高める改革を進めているところであるが、これまでの県職員の蓄積されたノウハウを市の行政に生かすため、市役所への専門職員の派遣を願いたい。

〔新 規〕

5. 固定資産税の優先配当制度の創設に向けた 取り組みについて

差押対象不動産に対し競売が執行された場合において、未納となっている固定資産税債権については、抵当権設定日や税の法廷納期限の前後に関わらず優先して配当される制度を創設するよう国へ働きかけられたい。

〔新 規〕

6. 地方税財源制度について

三位一体改革に端を発した国庫補助負担金の廃止・削減が進み、市町においては、扶助費等の義務的経費が増加する中、財源不足が深刻化し、非常に苦しい財政環境となっているところである。とりわけ地方交付税は、地方自治体の根幹をなす貴重な財源であり、一定の行政水準を確保し安定した財政運営を行うため、次の事項について国への積極的な働きかけを願いたい。

- (1) 地方分権の推進のためには、税財源面での自由度、裁量度が必要不可欠であり、さらなる税源移譲を実施されたい。
- (2) 国の財政再建のための国庫負担率の引き下げや税源移譲に結びつかない国庫補助負担金の廃止など、単なる地方への負担転嫁や地方の自由度につながらない補助率の引き下げは断固として受け入れることができない。
- (3) 東日本大震災や電力不足の影響により、経済活動の低下、消費の落ち込みにより、地方交付税の原資となる国税及び地方税収の収入減が予想されるが、地方財政の堅持のため、必要な財政措置を講じられたい。
- (4) 所得税から個人住民税への税源移譲に伴う地方交付税の法定率分減少額については、交付税率の引き上げにより確保されたい。
- (5) 合併特例法に基づく地方交付税制度にかかる財政支援については、地方交付税制度改革に関わらず堅持されたい。

7. 地域自主戦略交付金の総額確保について

「地域主権戦略大綱」に基づき平成23年度から創設された「地域自主戦略交付金」について、単に国の歳出削減や事業費縮小に終わらせないよう、予算額の確保について、国への積極的な働きかけを願いたい。

8. 水源の里振興施策について

集落が主体的に行う地域の維持及び再生への取り組みを推進するため、次の事項について集落支援をはじめとする過疎対策の推進に向けた県の積極的な取り組みと財政支援を願いたい。

- (1) 水源の里地域における多様な主体が行う地域活性化への活動や定住を目指す若者達の起業(コミュニティビジネス)を支援する助成、無利子融資制度の創設
- (2) U・I・Jターンの促進につながる空き家活用のための整備補助の創設
- (3) 各市町の現状や地域資源を活用した地域おこしへの取り組みなどに応じた提案方式による助成制度の創設
- (4) 国の地域おこし協力隊制度を活用した県による過疎集落に対する活動支援の実施
- (5) 医療・介護を必要とする社会的弱者や買物弱者への対応
〔新 規〕

9. 滋賀県個性輝く自治活動支援事業の継続実施について

個性輝く自治活動の支援(自治振興交付金事業)は、県民が個性豊かな地域づくりを自ら考え、自ら行う自治活動を支援することにより、県民の自主性と責任を基礎にした主体的な地域づくりの気運を高めていくためには重要な支援であるため、制度創設時に減額された額を増額の上、継続事業として推進されたい。

また、交付金化されているにもかかわらず、補助金要綱が存在し、市町自らの自主性や独自性を阻害していることから、補助金要綱の廃止又は見直しを図られたい。

10. 公的資金補償金免除繰上償還等制度の継続実施について

公的資金補償金免除繰上償還と低金利債への借換については、平成22年度以降も継続実施されることとなったが、引き続き次の事項について国への積極的な働きかけを願いたい。

- (1) 前年度の財政力指数要件を廃止し、かつ資本費要件を緩和したうえで、新たな公的資金補償金免除繰上償還制度を講じられたい。
- (2) 公債費の後年度負担の軽減に大いに資するものと考えられることから、4%以上5%未満の残債についても繰上償還の対象とされたい。

琵琶湖環境部

1. 琵琶湖保全対策の推進について

各地域における琵琶湖の総合保全対策推進のため、次の事項について県の積極的な支援と国への働きかけを願いたい。

- (1) 琵琶湖にかかる湖沼水質保全計画（第5期）に基づく事業の一層の推進
- (2) 「第1期マザーレイク計画」の評価を踏まえ、内湖や水路等機能復元の抜本的な対策の実施
- (3) 住民・企業・行政の主体的な取り組みへの総合的な仕組みの確立と支援

2. 水草、ヘドロ及び湖底散乱ごみの除去対策について

ラムサール条約は湿地の保全と適切な管理を義務付けている。このことから近年琵琶湖や内湖において異常繁茂が恒常化している水草類の刈り取り作業について、湖辺への漂着藻も含め、それらの抜本的（根こそぎ）除去と広域的な有効利用や処分場の確保等について積極的な対応を願いたい。

また、湖底のヘドロ及び散乱ごみは、琵琶湖全域にわたる問題であり、市単独で対応できることではなく、魚類の生息にも悪影響を及ぼすことから、特に漁業操業時に回収されるビニール系のごみについては、沖島をはじめ琵琶湖周辺にストックヤードを設けるなど、県と市町、漁業者が連携して琵琶湖のごみ回収・処理ができる仕組みを確立されたい。

3. 県管理地の適正管理について

琵琶湖の県管理地に漂着または打ち上げられた水草やヨシ屑等の回収・処分については、管理者として適正に行っていただきたい。

4. 自然公園施設の管理について

県が設置された自然公園施設については、市町が受託し適正な維持管理を行っている。今後も、適切な維持管理を行うため、設置者である県の責任において、必要な維持管理委託料を確保されたい。

5. 下水道の整備促進について

下水道の整備促進のため、事業推進にかかる諸問題の解決について、財政措置を含めた県の積極的な対応を願いたい。

また、特に次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 国主導でストックマネジメント等の計画的な管理の考え方や基本方針を定め、それらに対する新たな支援制度を確立するよう国に対して働きかけられたい。
- (2) 社会資本整備総合交付金制度における下水道事業の推進に必要な予算の確保と中長期的な視野に立った安定的かつ確実に事業が実施できる制度の拡充を国に強く働きかけられたい。
- (3) 下水道事業にかかる起債条件を改善し、償還年限を延長するとともに借り換え措置にかかる借入先、借入利率等の要件を緩和されるよう国に要望されたい。
- (4) 滋賀県公共下水道整備接続等交付金交付要綱の限度額等の撤廃を願いたい。

6. 農林業集落排水処理施設の公共下水道への接続に向けた支援について

「農林業集落排水処理施設」の公共下水道への接続について、県当局の総合的な指導と特段の支援対策を願いたい。

7. 合併浄化槽の設置及び維持管理に伴う補助について

県の財政構造改革プログラムに基づく、合併浄化槽の設置及び維持管理に伴う補助の削減については、従来どおり減額することなく、復元していただくよう特段の配慮を願いたい。

また、国庫補助金についても、所要額の確保が図られるよう、国へ働きかけられたい。

8. し尿及び浄化槽汚泥の効率的な処理について

し尿及び浄化槽汚泥の処理について、県内の処理施設の整理統合や下水道への直接投入等、各市町にとって効率的な施設整備・運営が図れるよう、将来的な視点を持った方策を検討されたい。

また、処理施設の老朽化等により多額の維持管理費が必要となるため、衛生センターにおけるし尿処理を流域下水道に投入することについて、特段の配慮を願いたい。

9. 廃棄物処理対策の充実について

廃棄物処理対策について、県の積極的な支援、援助を願いたい。
特に、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 廃棄物処理施設は、地域住民の生活の維持に必要不可欠な存在であり、その整備事業自体は廃止することができないことから「滋賀県廃棄物処理施設整備事業促進市町交付金」を復活願うとともに、旧施設の解体・撤去費用にかかる交付金制度の新設を願いたい。〔新規〕
- (2) 「循環型社会形成推進交付金」の満額交付や円滑な手続きについて、国に対して要望されたい。〔新規〕
- (3) 「特定家庭用機器再商品化法」の趣旨を守り、円滑な資源化を図るため、次の事項について国に強く働きかけられたい。
 - ア) 特定家庭用機器の製品購入時にリサイクル費用を支払う前払い制度の導入完全実施
 - イ) リサイクル指定引取り場所の増設
- (4) 容器包装リサイクル法に対応するための施設整備、分別収集にかかる費用に対する所要額の確保について、国に強く働きかけられたい。
- (5) 循環社会の推進のため、資源有効利用促進法及び個別リサイクル法等に基づき廃棄される家電・自動車等の資源化が推進されているところであるが、リサイクルルートにのらず発生する不法投棄について、自治体が撤去した場合には、その再資源化等処理費用を全額企業側で負担されるシステムを構築されるよう、国に強く働きかけられたい。
- (6) RD社問題を含む県内各所における産業廃棄物処理問題については、県民が安心して暮らせるよう、地域住民との連携及び合意と納得を原則に住民への十分な説明を行い、住民の意見を尊重しながら、一日も早く問題解決に向けた実施計画を策定し、恒久対策を講じるなど県の積極的な取り組みを願いたい。併せて産廃特措法の期限延長についても国に対して強く働きかけられたい。

10. 鳥獣被害防止対策の確立について

ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の野生獣による農業被害は依然として高い数値で推移し、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、さらなる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防除策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下ばかりか生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲として理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されたい。

- (1) 平成23年度限定の「鳥獣被害防止総合対策交付金整備事業」である鳥獣侵入防護柵設置事業の次年度以降の継続実施
- (2) イノシシの特定鳥獣保護管理計画を策定し、年間を通じた個体数調整事業の実施
- (3) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、特定鳥獣保護管理計画の改定と捕獲制限（有害鳥獣捕獲は群の10%、個体調整数は群の50%）の削除
- (4) 鳥獣捕獲関連補助事業の統一と補助単価の引き上げ
- (5) 滋賀県獣害対策環境整備支援隊派遣事業の拡充
- (6) 狩猟期間の延長及び有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員の育成確保と補助事業の県営事業化
- (7) 鳥獣害対策にかかる近隣府県及び県内市町との合同駆除の実施
- (8) 国からさらなる支援が受けられるよう、鳥獣捕獲関連予算の確保に向けた取り組み

11. 適正な森林管理のための支援について

森林の公益的機能を最大限に発揮し、琵琶湖森林づくり県民税を活用した環境重視の森林づくりを推進するため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 既存の国庫補助事業への充当や地元等が実施している森林施設の維持管理等への対象拡大など、琵琶湖森林づくり事業の柔軟な運用
- (2) 里山リニューアル事業の継続
- (3) 「次代の森林を支える人づくり」として位置づけられ実施されている「やまのこ事業」の専任指導員の待遇改善及び運営経費の充実
- (4) 積雪地域に配慮した間伐事業の補助額の嵩上げ
- (5) 県営治山事業の早期採択及び実施
- (6) 森林組合の経営基盤の強化及び作業員雇用形態の改善に対する指導

12. 伊吹山の保全と観光振興について

県内最高峰の伊吹山は日本百名山の一つに数えられ、毎年40万人もの登山者等が訪れる県内有数の観光資源であることから、次の事項について、琵琶湖国定公園、天然記念物の管理者として、適切な処置を講じていただくとともに、伊吹山の魅力を生かした観光施策の取り組みに特段の配慮を願いたい。

- (1) 自然保護を目的としたニホンジカやイノシシの個体数調査と獣害対策の実施
- (2) 県道伊吹山上野線の早急な改修整備
- (3) 伊吹山再生保全のためのシステム構築までの間、伊吹山自然再生協議会の継続
- (4) 県域で連携した観光施策の推進

[新 規]

健康福祉部

1. 妊婦健康診査公費負担拡充に関する財政措置について

妊婦健康診査は母体や胎児の健康確保を図るうえで重要であり、妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、積極的な受診を促すため国が創設された妊婦健康診査臨時特例交付金について、平成24年3月までの時限措置となっている制度を延伸されるよう、国に対して働きかけられたい。

2. 予防接種法に基づく定期接種の拡大及び財政支援について

予防接種法に基づく定期接種となっていない任意の予防接種であるインフルエンザ菌b型（ヒブ）・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防・成人用肺炎球菌等ワクチンについて、その有効性及び安全性を確保した上で早期に予防接種法に位置づけるよう国に対して積極的に働きかけるとともに、実施自治体に対する財政支援についても特段の配慮を願いたい。

また、日本脳炎定期予防接種の積極的勧奨差し控えにより接種機会を逃した者について、今年5月20日の政令改正により接種が進められているところであるが、当該接種費用についても特段の配慮が講じられるよう、国に働きかけを願いたい。

3. 地域福祉医療の推進に対する支援について

市町における地域福祉推進のため、自らの判断で地域の実情に応じて地域福祉の推進ができるよう、県においては積極的な人的・財政措置を含む積極的な支援を願いたい。〔新 規〕

4. 子育て支援の体系的整備について

家庭・地域・労働形態の変化に伴う子育て環境の多様な変化に対応し、地域に密着した子育て支援を行うため、特に次の事項について財政援助を含む総合的な支援策を講じられたい。

- (1) 県が実施されている小学校就学前までの乳幼児医療費助成制度について、所得制限の撤廃及び自己負担金の無料化を願うとともに、対象者の年齢を中学校3年生まで拡充されたい。
- (2) 全ての保育所において、家庭支援を必要とする児童等に対し、支援を行うための家庭支援推進保育士が配置できるよう、補助基準等の見直しを願いたい。
- (3) 共働き、ひとり親家庭の増加や子どもの安全対策を考えて総合的な放課後対策を必要とする家庭は、今後益々増えることが予想される。子育てをしながら安心して働けるよう放課後の居場所づくりに向けた支援の拡充を図られたい。
- (4) 補助要件に満たない10人未満の小規模学童保育所に対する放課後児童健全育成事業の補助基準の拡大、指導員の雇用条件の改善に繋がる補助基準の充実、放課後健全育成事業の児童数別運営費基準額の見直しを国に働きかけていただくとともに、県の制度を拡充されたい。
- (5) 既存の放課後児童クラブ実施施設における備品等の整備について、助成事業の対象となるよう見直しをされたい。
- (6) 保育環境の向上を目的とし、特別配置されている保育士等職員に対する人件費補助の補助基準の拡大及び財政措置の拡充〔新規〕
- (7) 待機児童解消を図るため、老朽化の著しい公立保育園等の増改築・耐震化など、保育施設の整備に対するより一層の財政措置の拡充を図られたい。
- (8) 退職保育士の職場復帰のための研修制度や子育て世代を経験した地域の人材を活用できるような制度づくりなど、延長保育・一時保育の充実に向けた人材確保対策を講じられたい。

- (9) 両親ともに外国籍の子どもが安心した保育所生活が送れるよう、通訳ボランティア派遣にかかる補助制度を創設されたい。
- (10) 子供を安心して育てることができるような体制整備のために多種・多様なメニューで設置された「安心こども基金」について、平成24年度以降も存続されるとともに、地方の実績に即して活用できるよう自由度の高い制度とされたい。〔新 規〕

5. 国民健康保険への財政支援強化及び広域化の促進について

国民健康保険への財政基盤の充実・強化及び広域化の推進を図る措置として、次の事項について国の責任と負担において実現されるよう強く働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 国民皆保険を支える最後の砦である国民健康保険制度を維持するため、療養給付費等に対する国庫負担率の引き上げ
- (2) 市町村単独事業による福祉医療費助成制度の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置の廃止
- (3) 国による新たな高齢者医療制度の創設にあたり、地域保険としての一元的運用に向けた都道府県を運営主体とした国民健康保険制度の再編・統合
- (4) 都道府県単位の広域化がスムーズに進むよう、県のきめ細やかな指導力の発揮と県内の実情を捉え調整を行った上での広域化等支援方針に基づく事業の実施
- (5) 国民健康保険財政が大変厳しい状況であることを認識され、診療報酬の算定にあたっては、より一層の透明化を図るとともに、適正化に努めること。

6. 障がい者（児）福祉の充実について

障がい者（児）の生活支援対策の充実強化のため、次の事項について支援策を講じられるとともに、国への積極的な働きかけについて特段の配慮を願いたい。

- (1) 個別支援が必要な重症心身障がい者や強度行動障がい者が日中活動支援事業所において安全で適切なサービスを受けられるよう、1対1対応が可能な支援体制の整備を図るため、特別支援加算制度の創設について国に強く働きかけられるとともに、県においても助成制度を創設されるなど特段の配慮を願いたい。〔新規〕
- (2) 重症心身障がい児への処遇改善を図るために施設に対して支払われている重症心身障がい児特別加算費について、制度改正後においても継続されたい。〔新規〕
- (3) 高次脳機能障がい者に対する支援策の確立を図られたい。
- (4) 重度障がい児保育にかかる専門職員等の配置と加配に関する補助制度の創設及び障がい児加配職員数に応じた補助金、特に看護師を配置するための補助金の交付を願いたい。
- (5) 知的障がい者更生施設（入所）の増設と整備費補助の充実強化を図られたい。
- (6) 在宅の重症心身障がい児（者）の地域生活の支援体制において、特に「重症心身障害児（者）通園事業」や「重度障害者通所生活訓練援助事業」について、対象者の増加とニーズ及び地域に即応した事業所数の拡大と事業運営財源について、特段の充実を願いたい。
また、通園事業の条件整備と方向性についても、早期に示されるよう国に強く要望願うとともに、県においても重症心身障がい児（者）が安心して通える通園事業となるような制度・施策を打ち出せるよう、実施中の事業について具に現状把握されたい。
- (7) 盲養護老人ホームの早期整備について、県の障がい者計画に位置付けるとともに、県のリーダーシップによる民間事業者との調整を早急にお願いしたい。〔新規〕

7. 積極的な医師・看護師確保対策の実施について

全国的に小児科、産婦人科、麻酔科等リスクの高い診療科を中心に医師不足が深刻化しているとともに、都会志向が強い臨床研修医の確保にも大変苦慮しており、本県においても自治体病院等における医師及び看護師の数が大幅に不足し、地域偏在が生じていることから、医師・看護師確保のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 自治体病院等の医師確保対策にかかる経費に対する助成制度の創設の充実を願いたい。
- (2) 奨学金制度の充実や職場環境整備をはじめ、看護師確保対策に対する包括的な支援を願いたい。
- (3) 外国人看護師確保に要する経費（渡航費用、日本語研修・国家試験対策研修・就労研修実施経費等）に対する支援を願いたい。
- (4) 専門医の負担軽減や患者が救急医療を適正に受診できることを目的に、県として総合内科的な医師や家庭医の養成・確保、さらには県内医療機関への派遣等に対する後期研修プログラムを創設願いたい。
- (5) へき地医療・地域医療の確保・存続のため常勤医師の派遣について、特段の配慮を願いたい。
- (6) 県内臨床研修病院への臨床研修医の募集定員配分は、過去の採用実績のみに基づくのではなく、地域医療において果たしている役割や医師不足の状況等、地域の現状を十分考慮したうえで柔軟に対応されたい。〔新 規〕

8. 自治体病院運営に対する県の財政支援について

自治体が運営する病院については、住民だけでなく、他市にわたる広範囲な地域住民の生命を守るため、不採算部門も含めてなくてはならない存在である。そのような中で、病院を持つ自治体の財政負担は非常に大きく、病院運営に苦慮しているところである。

このような現状から、次の事項について、県の格段の配慮を願いたい。

- (1) 救急医療、周産期医療、へき地医療など不採算部門に対する今まで以上の財政支援を講じられたい。さらに自治体が運営する基幹病院に対して、県独自の財政支援を願いたい。
- (2) 災害医療支援チームに対する財政支援を講じられたい。
- (3) 医師・看護師不足に対する即効性のある措置を講じられたい。

9. 介護保険制度の円滑な運営にかかる支援について

介護保険制度が社会保障制度として、国の責任において長期的に安定した運営が行われるよう、次の事項について国へ働きかけられたい。

- (1) 介護給付費負担金は、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化することとされたい。
- (2) 第1号被保険者の保険料について、世帯概念を用いている賦課方法を改め、個人の所得や収入による個人賦課の方式等、より公平な保険料設定となるよう見直されたい。

10. 児童家庭相談業務体制整備にかかる支援について

児童福祉法の改正に伴い、市町で家庭児童相談室等を設置し、児童家庭相談に積極的に応じているところであるが、従来にも増して専門性を持った職員の配置や相談体制の充実が求められている。

については、迅速かつきめ細かな対応を図るため、子ども家庭相談センターの職員の増員や市町体制の充実整備のための専門職の配置等人的支援、多種多様な相談に的確に対応できるよう指導や支援の充実、研修や人事交流等による連携強化、または資格を有する専門相談員配置への財政支援制度を創設されたい。

あわせて、相談体制充実のため、財政的・人的支援制度の創設を国に強く要望されたい。

11. 一時保護施設の充実について

児童虐待は年々増加の一途をたどっていることから、円滑に児童の安全確保ができるよう、施設の定員及び施設担当職員を増員するなど、一時保護施設の充実を図られたい。

[新 規]

12. ノンステップバスの導入促進について

バス事業者に対し、人にやさしいバスであるノンステップバスの導入促進を図るよう積極的に働きかけるとともに、平成23年3月告示の「移動等円滑化の促進化に関する基本方針」の着実な推進のため、県独自の財政支援措置を速やかに導入されたい。

13. がん検診推進事業の実施延長について

女性特有のがん検診推進事業について、3年間の実施では対象者が限られ、サービスを受けられる者と受けられない者があり、施策に不公平が生じることから、最低5年間はこの事業を継続するよう、事業の実施延長について国に対して強く働きかけられたい。

なお、大腸がん検診については、平成23年度から開始のため、今後5年間の事業継続を願いたい。

14. 広域権利擁護センターの設置について

権利擁護、成年後見に関する相談や成年後見制度の申立て、法人後見などを担う支援センターを広域で設置されたい。

[新 規]

商工観光労働部

1. 企業誘致における優遇制度の創設について

企業誘致の推進による税収や雇用の確保を図るため、例えば環境配慮型助成金や雇用促進奨励金など、企業誘致における優遇制度の創設について特段の配慮を願いたい。

2. 緊急雇用創出事業の継続について

平成21年度から始まった緊急雇用創出事業について、平成23年度が最終年度となっているが、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いており、多くの失業者が職を探している状況であることから、失業者に対する就業機会の創出・提供のため、平成24年度以降も引き続き、県費事業として継続願いたい。

〔新 規〕

3. 滞在型広域観光等の推進について

- (1) 国際観光立県に向けて、グローバルな発想、企画など効果的な取り組みが実施できるよう、滞在型広域観光推進のための各制度の見直し・財政支援及び人的支援を願いたい。
- (2) 宿泊滞在型観光及び着地型観光を促進するため推進している事業に対する財政的支援を願いたい。
- (3) 県のリーダーシップによるエコ・グリーン・ニューツーリズム等の体験型観光の一体的な取り組みと教育旅行・修学旅行の誘致を願いたい。
- (4) 都市農村交流における農村ファームステイへのニーズの高まりから、修学旅行等の子どもを対象とした「農家民泊体験」に限り、旅館業法や食品衛生法の適用を除外していただく県条例の整備を願いたい。

4. 多文化共生社会の実現に向けた諸施策の実施 について

多文化共生社会の実現に向けて、次の諸施策の実施について積極的な措置が講じられるよう、国に対して働きかけられるとともに、県の重要施策として推進されたい。

- (1) 外国人へのサービス提供主体は市町であり、かつ外国人施策は生活環境、教育、医療福祉など多岐にわたることから、包括的な支援としての交付金制度の創設
- (2) 外国人学校の各種学校としての認可にあたり、日本語や日本で生活していくうえで必要な知識習得のための授業の設定に関する基準の設置
- (3) 外国人の実態に合わせた医療保険制度や年金制度の運用の改善
- (4) 外国人の子どもが高等学校への進学を希望する場合の環境整備の充実と認定試験の配慮
- (5) 就学前初期指導教室運営にかかる財政的支援と日本語指導の専門的知識を有する教員や外国人児童へ母国語で日本語指導できる指導員の配置
- (6) 就労のために必要な日本語習得支援と、社会的ニーズの高い職業訓練等の実施に合わせた通訳者の配置
- (7) 県内共通の行政情報の県による多言語化と迅速かつ的確な周知
- (8) 市町が配置する相談員、翻訳・通訳のスタッフ、ボランティア、及びこうした人材のコーディネーターの確保・育成と、県単位での災害時外国人支援システムの整備
- (9) 特に病院や保健所、福祉施設など健康や命にかかわる県施設における通訳者の常時設置などの多言語による対応

5. NHK大河ドラマ放映を契機とした観光振興 策の展開について

NHK大河ドラマ「江～姫たちの戦国～」の放映をきっかけとして、特に湖北地域を中心とした観光戦略を重点的に実施され、本県を全国にPRできたものと思われる。

については、本県にはまだまだそれぞれの地域に恵まれた歴史遺産や自然など数多くの観光資源が存在することから、滋賀県のさらなるPRを行い、観光客が来年以降も減ることのないよう、再来率を高め、滞在時間の延長を図るため、より広域的な観光戦略の展開を図られたい。

農 政 水 産 部

1. 県単独小規模土地改良事業の採択について

国庫補助事業の採択要件に満たない小規模の農道、用水路、排水路などの農業用施設の新設や改修に対する県の補助金である県単独小規模土地改良事業の採択要件の緩和と予算の確保を願いたい。

2. 中国への米輸出拡大に向けた「くん蒸倉庫」等の整備について

近江米の中国への輸出に向け、「くん蒸倉庫」等の施設整備に対する支援を願いたい。

〔新 規〕

3. 市街化区域見直し及び農業振興地域整備計画変更にかかる目標面積について

地方分権が叫ばれ、権限委譲が推進されている中、地方の自己責任に基づく自主的・効率的な行財政運営を行い、魅力あるまちづくり、活気あふれるまちづくりを確立できなければ、行政の本質である市民への安全で安心した生活を提供するという保障ができない。このため、住民ニーズに迅速かつ適切に応えるなど、時代の変化に即応できる市街化区域となるよう見直しを願いたい。

それが不可であれば、農業振興地域整備計画において県内市町一律の面積管理ではなく、県内平均農用地区域率を設定し、この平均率を指標とした県内市町の目標面積の設定を実施していただき、今後、その目標面積でもって進行管理を行っていただきたい。

〔新 規〕

4. 鳥獣被害防止対策の確立について

ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の野生獣による農業被害は依然として高い数値で推移し、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、さらなる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防除策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下ばかりか生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲として理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されたい。

- (1) 平成23年度限定の「鳥獣被害防止総合対策交付金整備事業」である鳥獣侵入防護柵設置事業の次年度以降の継続実施
- (2) イノシシの特定鳥獣保護管理計画を策定し、年間を通じた個体数調整事業の実施
- (3) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、特定鳥獣保護管理計画の改定と捕獲制限（有害鳥獣捕獲は群の10%、個体調整数は群の50%）の削除
- (4) 鳥獣捕獲関連補助事業の統一と補助単価の引き上げ
- (5) 滋賀県獣害対策環境整備支援隊派遣事業の拡充
- (6) 狩猟期間の延長及び有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員の育成確保と補助事業の県営事業化
- (7) 鳥獣害対策にかかる近隣府県及び県内市町との合同駆除の実施
- (8) 国からさらなる支援が受けられるよう、鳥獣捕獲関連予算の確保に向けた取り組み

5. 農林業集落排水処理施設の統廃合と余剰汚泥の処分に向けた支援について

「農林業集落排水処理施設」の維持管理コストの軽減は、今日的課題となっており、さらに年々施設の老朽化が進む中で、各施設の統廃合及び公共下水道への接続について、県当局の総合的な指導と特段の支援対策を願いたい。

また、余剰汚泥の処分対策について、減量化対策とあわせて指導・支援をいただくとともに、抜本的な見直しを行い、これらの実現のための新規助成制度の創設を願いたい。

6. 老朽化した農業水利施設の更新整備について

近江米の産地である本県水田農業の振興のため、老朽化した農業水利施設の更新整備（石綿管対策を含む）は避けて通れない課題であり、施設の機能診断結果に基づき計画的に更新するためには、中長期の広域にわたる実施計画が必要である。

「滋賀県型農業水利施設アセットマネジメント」の推進に際しては、関係市町等の現状や意向を踏まえながら、密なる連携のもと推進されるようお願いしたい。

また、県において積極的に取り組んでいただいている諸事業についても、引き続き事業費の確保・採択要件の緩和などの措置について特段の配慮を願うとともに、事業実施のためのコーディネートなど支援を願いたい。

7. 戸別所得補償制度にかかる市町事務等簡素化 について

平成22年度に戸別所得補償モデル対策として始まり、平成23年度から本格実施された農業者戸別所得補償制度にかかる市町事務推進事業費の増額及び市町事務推進費の使途緩和を願いたい。

8. 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業 について

平成19年度から始まった農地・水・環境保全向上対策は、国の経営所得安定対策等大綱に沿った重要な施策である。

施策の狙いである「幅広い地域住民の協働のもとに、農村環境を守っていく」という目的は、各地域において大きな成果となりつつあり、個性あるまちづくりにも繋がっている。

ついでには、平成23年度より始まった環境保全型農業直接支払交付金については、取り組み要件が厳しいことから、この要件緩和について国に対して強く働きかけられたい。

また、共同活動の変更手続きや活動組織への情報提供等、市町の事務量が増加しているため、できる限り事務の簡素化や県で事務分担を願うとともに、市町への財政負担が増加している現状から、推進交付金の増額についても配慮願いたい。

あわせて、国の支援の対象にならない農家が多く発生することが予想されるため、県単独事業施策による環境こだわり支援をお願いしたい。

9. 地域事情を踏まえた米政策の展開について

自給率向上のため生産拡大を促す対策と、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策がセットとなった「戸別所得補償制度」が昨年度スタートした。この制度は全国一律的な農業支援策であるため、湖辺の平地農業と中山間地域の農業の二つの形態を有する本県においては、コスト削減が難しい中山間地域の農業者にとって不公平感が否めない状況にある。そのため、中山間地域の農業者が、差別なく今後も意欲的に売れる米づくりを続けていけるよう、地域（中山間地域・平野部地域）ごとに区分けした戸別所得補償制度に改めていただくよう、国への強い働きかけを願いたい。

また、従来から行われている生産目標数量の配分方法についても、単収の低い中山間地域の農業者に配慮し、要素算定の中に「耕作条件不利地補正」、「高齢化率補正」を加えていただきたい。

10. 米粉パン等の学校給食への利用拡大及び助成について

地産地消、食育推進基本計画の推進とともに、米の消費拡大を図る観点から、米粉パン等の学校給食への利用推進体制の確立と県の助成制度を創設されたい。

11. 日米自由貿易協定（F T A）の締結阻止について

日米自由貿易協定（F T A）については、アメリカの対日輸出全体の30%を農林水産物が占めていることから、この協定が締結されるような事態になれば、日本農業並びに農業者に対し、多大な影響をもたらすこととなる。

国は、締結についての結論を先延ばししているだけであり、日米自由貿易協定（F T A）の締結阻止について、国に対して働きかけられたい。

12. 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）への慎重な対応について

我が国は、貿易立国として世界でも開かれた農産物の輸入国となり、国内における食料自給率が著しく低下した。そのような中、世界各地での異常気象や食料偽装事件により、安心して安全な国内農産物が見直され、食料自給率の向上に政策が動き出した。

滋賀県においても小麦や大豆の生産から、米粉用米の普及や水田野菜の作付けを推進され、徐々に自給率向上への方向性が見えてきたところである。

については、あらゆる製品の関税撤廃を目指す環太平洋戦略的経済連携（T P P）の参加が検討されているが、日本経済や農業立国としての経済バランスと影響を十分に検証され、慎重な対応をするよう国へ働きかけられたい。

〔新 規〕

土木交通部

1. 滋賀交通ビジョンの策定について

都市基盤の根幹となる総合交通体系早期整備のため、平成23年度から策定に着手された滋賀交通ビジョンに次の事項を反映するとともに、国・関係機関への働きかけを願いたい。

- (1) 隣接府県、県内主要地間を結ぶ県土交通ネットワークの整備促進
- (2) 特定事業者としての道路及び交通安全施設の整備促進と交通バリアフリー化にかかる公共交通特定事業の推進に対する支援
- (3) 湖上交通の整備促進
- (4) JR及び地方鉄道の整備促進
 - ア) JR琵琶湖線の複々線化及び草津線の複線化
 - イ) 輸送力の強化及び列車ダイヤの増強改善
 - ウ) 駅舎の新改築、改修及びエレベーター等駅施設のバリアフリー化の整備に対する支援
 - エ) 交通体系（駅・バスや新交通導入・パークアンドライド等）を核としたまちづくりの支援
 - オ) JR及び地方鉄道の駅周辺開発事業等のまちづくりへの支援
 - カ) （仮称）びわこ京阪奈線及び（仮称）琵琶湖若狭湾快速鉄道建設構想の推進
- (5) 自治体管理駅の維持管理に対する支援

2. 隣接府県、県内主要地間を結ぶ道路交通ネット

ワークの整備促進について

受益者負担による合理的な制度で、これまでの道路整備を支えてきた道路特定財源が平成21年度から一般財源化されたが、道路整備中期計画に基づき真に必要な道路整備にかかる予算確保のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 社会資本整備総合交付金を活用した道路整備に必要な予算の確保並びに運用の透明化を図られたい。
- (2) 今後における広域圏の再編が想定される中、隣接府県と本県を結ぶ重要路線を将来的な広域連携・交流の軸として県が戦略的に位置づけ、重点的に整備促進を図られたい。
- (3) 幹線道路としての機能を有している市道・広域農道の県道昇格を図られたい。
- (4) 地域高規格道路既指定路線の早期整備を図られたい。
- (5) 県道・国道バイパス道路の早期整備を推進されたい。
- (6) 山間部狭隘国道のトンネル化を含む早期改良整備を推進されたい。
- (7) 県域及び隣接府県域を通る高速道路への接続道路並びに連絡道路の早期整備を推進されたい。
- (8) 重要幹線の交通混雑緩和対策の早期推進を図られたい。
- (9) 歩道未設置箇所歩道の整備を推進されるとともに、県道における歩道照明等の整備を願いたい。

3. 県管理地の適正管理について

琵琶湖の県管理地に漂着または打ち上げられた水草やヨシ屑等の回収・処分については、管理者として適正に行っていただきたい。

4. 河川の整備促進について

社会資本整備重点計画にかかる改修事業について、より積極的な取り組みと事業推進が図られるよう所要額の確保を願うとともに、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 近年、全国各地で頻発する「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的な集中豪雨により甚大な被害が発生していることから、早期に治水対策を確立されたい。
- (2) 地域の実情に合わせて緊急に改修を必要とする一級河川の早期整備を図られるとともに、浚渫等適正な維持管理を願いたい。
- (3) 一級河川は堤体が広大であることから、年2回以上の除草作業と不法投棄防止を含む施設の定期パトロールを実施することにより、適正な施設維持管理の確保を願いたい。
- (4) 総合的治水対策上、重要な水系に属する河川の一級河川化について、積極的な取り組みを願いたい。
- (5) 自然と調和した親しみのある川として環境面での整備や治水面からの整備も含め、事業の一層の促進と大幅な予算の確保を願いたい。

5. 流域河川等の治水・利水にかかる政策決定を 県議会の議決事項とすることについて

広域に影響のある流域河川等の治水・利水等総合的な流域管理にかかる政策や方針を決定する際には、チェック機能を強化するため県議会の議決事項とされたい。

〔新 規〕

6. 都市計画区域の見直しについて

都市間競争の時代を迎え、各市が創意工夫を凝らし、地域の歴史や文化等、特性を生かした個性的で魅力ある「まちづくり」に取り組む必要性が生じていることや、地方分権が進展する中において住民のニーズに迅速かつ適切に応えるなど、時代の変化に即応できる都市計画区域となるよう見直しを願いたい。

7. 土砂災害防止対策の推進について

土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、砂防関係予算の所要額の確保を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を急ぐとともに、市町が警戒・避難の指示・勧告を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 市町急傾斜地崩壊対策事業は、過去の経緯を踏まえ現行の補助率を堅持されるとともに、増額を願いたい。

また、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図られたい。

8. 新名神高速道路の早期整備と改良について

新名神高速道路は、人と物流の大動脈として日本経済を牽引する高規格幹線道路網の核をなす高速自動車国道であり、安全で安心できる強靱な国土を構築する上で、最優先に取り組むべき重要な社会基盤施設である。

亀山JCT～草津田上IC間、49.7kmが供用され、経済効果や市民生活の利便性の向上など、大きな効果を発揮している一方で、新名神の接続区域において、名神高速道路や東名阪自動車道では交通量の増加により慢性的な渋滞が発生している。また、京都高速道路が供用され、平成22年3月20日に第二京阪道路の枚方東JCT～門真JCTが新たに供用開始し、阪神高速8号京都線も平成23年3月に1本に繋がるなど、周辺の幹線道路のネットワークの整備も進んでいる。

このような状況の中、大阪～京都間の周辺道路の渋滞緩和や定時制が向上する一方、名神高速道路大山崎JCT～瀬田東JCT間や京滋バイパスの渋滞回数が顕著に増加している。

このため、当面着工しない区間とされている大津～城陽、八幡～高槻間の必要性は益々明確となり、あわせて四日市～亀山間などの整備中の区間については、計画を前倒しにしてでも早期に完成させ、供用区間における地域活性化と安全のために改良促進を図る必要がある。

ついては、政府及び高速道路株式会社に対して、次の事項について強く働きかけられたい。

- (1) 大津～城陽、八幡～高槻間について早期に着工の判断を行い、着工を図られたい。
- (2) 四日市～亀山、城陽～八幡及び高槻～神戸間の早期整備を図られたい。
- (3) 現行インターチェンジの改良とスマートインターの整備を図られたい。

9. 市街地再開発事業にかかる財源の確保について

市街地再開発事業にかかる県費補助金については、社会資本整備総合交付金における基礎額の例に倣い算定されたい。

10. ダム建設による治水対策等について

県内で計画されているダム建設については、河川管理者である国及び滋賀県、さらには地域や有識者の意見も含め、半世紀近くに及ぶ議論がなされ、流域治水の早期解決の手段として位置づけられてきたところである。

しかしながら、現時点においては、計画されていたいずれのダム建設も、凍結・中止・検討といった状態となっている。流域住民の生命と財産を守ることは行政の重要な責務であり、県におかれては、住民が安全・安心な生活を送れるよう、最も効果的な治水対策であるダム建設事業を早期に具体化し、建設促進を図っていただけるよう、市町や地域住民の意向を踏まえたダム建設推進の立場で、国等の関係機関との協議に臨まれるとともに、県独自の取り組みにも速やかに着手されるよう強く要望する。

また、国土交通省の諮問機関である「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、昨年9月27日に全国83ダム事業の検証手順と判断基準の中間とりまとめを行われたところであり、これらのダム事業の中には、都道府県が事業主体となる補助ダム53箇所も含まれている。

県内では大戸川ダム、丹生ダムと補助ダムの北川ダムが検証の対象となっており、早急な検証の実施と治水案の提示を国に働きかけるとともに、県独自の評価で中止とされた芹谷ダムについても検証を要望する。

11. 改良住宅譲渡基準の緩和について

改良住宅の譲渡条件が一部緩和されてはいるものの、依然として国が定める譲渡基準は地域の実情にそぐわない状態であり、今後、譲渡を推進するため譲渡条件を緩和していただき、改良住宅の譲渡促進が図れるよう、特に次の事項について国に要望願い、県においても積極的な指導と援助を願いたい。

- (1) 譲渡処分にかかる土地価格について、不動産鑑定士により難しい場合の弾力的運用として住宅が建っている状態での土地評価額「市場価格」を根拠とした市の不動産評価委員会の決定価格による処分を認められたい。
- (2) 空き家住宅の建物が建っている状態での用途廃止を認められたい。
- (3) 改良住宅の譲渡にかかる権限を国から地方へ移譲されたい。

12. 県施行土木建設事業にかかる市町負担金のあり方について

全国知事会が見直しを強く求めている国の直轄事業負担金と同様、県施行の土木建設事業負担金にかかる市町負担金のあり方について、今日までに一部見直しが図られたところであるが、さらに特段の配慮を願いたい。

- (1) 負担金の経費内訳とその積算根拠についてのさらなる情報開示の徹底
- (2) 事業実施にあたっての市町意見が反映できる制度の創設
- (3) 負担率の軽減

13. 新たな地域交通体系構築等に対する支援について

- (1) 地域の公共交通利用空白地帯の解消並びに、高齢者・障がい者や通勤・通学者などへの対応やマイカーに依存した生活環境から公共交通への移行を目指して取り組んでいるコミュニティバス等実証実験についての支援が、国施策の変更により今年度が最終年度となったことから、県支援事業の整理・見直し、拡充を行うとともに、国の支援についても働きかけを願いたい。
- (2) コミュニティバス運行事業については、継続した利用改善やコスト削減の努力にも増して、利用者の減少等により毎年経常欠損額が増大しているところである。

こうした中、高齢社会の進展や環境問題の観点からも公共交通の必要性は高まっていることから、地域公共交通の継続的な維持及び活性化を図るため、滋賀県コミュニティバス運行対策費補助制度における補助率の改善並びに地域格差を生まないような補助制度の構築について、特段の配慮を願いたい。

教育委員会

1. 生徒指導教員等の配置の充実について

- (1) これまで県費で実施されていた「小1すこやか支援員」や「心のオアシス相談員」等の県費による復活を願いたい。
〔新 規〕
- (2) 生徒指導加配教員の配置基準を見直し、すべての小中学校への生徒指導加配教員配置を制度化されたい。
- (3) 外国籍児童生徒の対応教員の配置基準見直しによる増員及びポルトガル語等の話せる教員の配置を願いたい。
- (4) 小学校における英語教育の充実を図るため、英語専科の加配教員を各小学校に配置できるよう配慮願いたい。
- (5) 普通学校の特別支援学級において、児童の障がいの程度・人数に応じて特別支援教育加配教員の配置の改善を願いたい。また、特別支援教育対象児童生徒への指導を目的とした教員の配置及び施設の整備や、在籍児童生徒数や通常学級における特別支援を要する児童生徒数に応じて、通級指導教室を設置し、通級指導員を配置願いたい。
- (6) 現在、非常勤嘱託職員で対応している適応指導教室の指導員について、不登校児童生徒へのよりきめ細かな指導と緊密な学校との連携を図るため、現職教員の配置を願いたい。
- (7) 養護教諭複数配置の基準の見直しを図り、養護教諭の配置の拡大を願いたい。
- (8) 公立学校の学校図書館の充実のために、各学校への学校司書の配置を制度化されたい。〔新 規〕

2. 35人学級の実現について

小中学校において現在指摘されている諸問題（学力問題、不登校問題、いじめ問題、非行問題、特別支援教育への移行にかかる問題等）を解決し、市民の付託に応える充実した教育を実現させるために、35人学級編成を小学校4年生・5年生・6年生、中学校2年生・3年生に拡大し、それに伴う教員配置数の改善を図られたい。

また、35人学級制導入による実学級と標準学級との差に伴う校舎の増改築には、国の定める必要面積には算入されないため、全額県費負担により施設整備を願いたい。

3. 文化財の保存活用の推進について

本県の恵まれた文化財資源を地域振興や観光振興につなげていけるよう、各市町と連携しながら歴史的建造物をはじめとした各種文化財の保存並びに活用事業に対する支援を積極的に講じられたい。

- (1) 伝統的建造物群の保存（県費補助の復活）
- (2) 県指定有形文化財等の修理
- (3) 遺跡保護にかかる土地公有化事業の支援（県費補助の凍結解除）

4. 教育環境の整備・充実について

県南部地域の県立高等学校普通科の受験倍率の高倍率化の緩和に向け、定員増などの具体的対策を引き続き実施されたい。特に、地元の高등학교に進学を希望する生徒がその希望どおり進学できるよう、早期に対策を講じられたい。

7月11日に提示された県立高等学校再編計画（原案）については、その理念・根拠を明確にし、将来を担う子どもたちが夢と希望がもてるような計画とされたい。そのためには、地元自治体や関係者の意見を十分に反映しながら、地域の特性を尊重したものとされたい。

5. 公立学校施設の整備充実について

公立学校施設の整備促進のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 喫緊の課題である学校教育施設の耐震化について、耐震診断費、実施設計費、工事費等に対する県補助制度を早急に創設されたい。
- (2) 「地震防災対策特別措置法」にかかる緊急支援措置について、耐震整備を行うすべての施設が対象となるよう現在 I_s 値 0.3 未満とされている基準の緩和と、特例措置の期間延長について国に働きかけを願いたい。
また、改築する場合において、耐力度調査の結果が 4,500 点以下の学校施設について、国庫補助率の嵩上げ対象となるよう基準の緩和について、積極的に国へ働きかけを願いたい。
- (3) 幼稚園の施設整備に対し、地方債にかかる交付税が算入されるなど、義務教育施設と同様の財源措置がなされるよう国に働きかけを願いたい。
- (4) 宅地開発等に伴い、児童数が急激に増加した過大規模校を増改築する場合について、通学区域の変更や分離新設を行うことが困難であるなどやむを得ない事情が認められる場合においては国庫補助の対象とされたい。

6. 社会教育施設の整備（耐震化等）に対する補助制度の創設について

図書館や公民館、体育館など社会教育施設の耐震調査、耐震補強工事等に対する県補助制度を新設されたい。あわせて、国に対しても同様の支援制度を創設されるよう強く働きかけられたい。

7. 米粉パン等の学校給食への利用拡大及び助成 について

地産地消、食育推進基本計画の推進とともに、米の消費拡大を図る観点から、米粉パン等の学校給食への利用推進体制の確立と県の助成制度を創設されたい。

8. 学校統合のためのスクールバス導入等助成 制度の創設について

小中学校の統合に伴い通学距離が増加する地域や通学の安全性を確保するためにスクールバスが必要な地域が発生し、また、学校統合のために施設改修も必要となることから、これらの経費に対し、県の助成制度を創設されたい。

企 業 庁

1. 県用水供給事業について

滋賀県用水供給事業においても、「安心・安全・安定・安価」給水の責務から、供給単価の引き下げや責任水量の制度見直しと緊急時において受水市町への影響を最小限に止めるべき迅速かつ適切な対応を、受水市町との連携を図りつつ確立されたい。

警 察 本 部

1. 警察施設の改修・移転及び警察官の増員について

県民生活の安全と地域社会の平穩を守るためには、警察体制の充実は不可欠であることから、拠点となる警察施設（警察署）のうち特に耐震不足の警察施設の整備を図り、常時警戒、防犯機能等を持つ交番、駐在所を各地域に早期設置と警察官の増員を願いたい。

2. 交通事故防止に向けた取り組みについて

交通安全施設（主に公安委員会）の拡充と未設置箇所の早期設置の実現を図られるとともに、交通安全思想の普及・啓発に努められたい。

特に、通学路における交通安全施設の設置等については、予算の大幅な復活など特段の配慮を願いたい。